

一般社団法人新潟県浄化槽整備協会入退会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人新潟県浄化槽整備協会（以下「本協会」という）の定款第6条及び第8条の規定に基づき、会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会の手続き)

第2条 定款第6条に規定する入会申込書は別紙第1号様式とし、支部のある地区においては、当該支部に提出するものとし、支部の置かれていない地区にあつては、本協会へ提出するものとする。

(入会資格審査基準)

第3条 定款第6条に規定する入会の可否は、理事会において次の基準により決定するものとする。

- (1) 過去に本協会の会員であった者が、除名により本協会の会員の資格を喪失してから、3年以上経過していること。
- (2) 入会の審査に必要な書類等に不実がないこと。
- (3) 入会申込書及び関係書類等から会員としてふさわしいものと認められる個人または団体であること。

2 会長は、理事会において入会の可否を決定したときは、直ちに申込者に通知する。

(会員名簿)

第4条 入会を承認された者は本協会会員名簿に掲載するものとする。

(入会金及び会費の額)

第5条 入会金及び会費の額は、定款第7条により社員総会の議を経て別に定める入会金及び会費に関する規程による。

(退会)

第6条 会員が退会しようとするときは、別紙第2号様式の退会届を、本協会会長に提出しなければならない。

2 退会日は前項により提出された退会届を会長が受理した日とする。

(資格喪失に伴う権利及び義務)

第7条 会員が退会するときは、当該年度の会費を納入しなければならない。

2 本協会は、会員が納入した入会金及び会費についてはこれを返還しない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(改廃)

第9条 この規程を改廃するときは、理事会の決議を経て行うものとする。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(別紙第1号様式)

入 会 申 込 書

令和 年 月 日

一般社団法人 新潟県浄化槽整備協会会長 様

〒 -

住 所 _____

会 社 名 _____

代表者名 _____ (印)

電話番号 () -

F A X () -

私（弊社）は、貴一般社団法人新潟県浄化槽整備協会の目的に賛同し、定款及び諸規程を承諾のうえ入会を申し込みます。

- 1 会員種別 正会員、賛助会員（該当箇所を○で囲む）
- 2 業 種 製造、施工、保守点検、清掃、その他 ()（該当箇所を○で囲む）
- 3 有資格者氏名及び免状番号

浄 化 槽 設 備 士	浄 化 槽 管 理 士

4 入 会 金 50,000 円

5 会 費

区 分		金 額 (年 額)
正 会 員		30,000 円
2 業種以上		50,000 円
賛助会員	個人、会社法上の県内会社	一口 40,000 円
	県外会社の県内支店又は営業所	一口 40,000 円
	上記以外の団体	一口 50,000 円

注：賛助会員会費は複数口の納入も可能とする。

(別紙第2号様式)

退 会 届

令和 年 月 日

一般社団法人 新潟県浄化槽整備協会会長 様

〒 -

住 所 _____

会 社 名 _____

代表者名 _____ (印)

電話番号 () -

F A X () -

私（弊社）は、貴一般社団法人新潟県浄化槽整備協会の正会員（賛助会員）を退会したいのでお届けします。

記

1 退会予定期日 令和 年 月 日

2 退会理由